

鳥取県告示第 468 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区見槻2工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩